

## 緊急事態宣言解除後のミダスオフィス運用について

2020年5月25日  
株式会社ミダス

当社は緊急事態宣言解除後、以前の働き方に戻るのではなく、新しい働き方に変えていきます。  
以下対応方針を作成しましたのでご報告申し上げます。  
また、再度緊急事態宣言、東京アラート等が発令された場合は都度対応を検討していきます。  
(原則完全在宅勤務に戻るなどの措置が考えられます)

**基本的に全社員数の50%を上限として出社する人数を制限していきます。**  
**在宅勤務も継続し、出社する業務、在宅勤務の両方での運用を目指します。**  
**出社する場合は3密を避け、時差通勤なども含め感染防止に対応していきます。**

### 社内でのルール：

- ・出社する場合は当日の体調を確認する（発熱や体調不良など）
- ・社内ではマスク着用とする。
- ・2メートル距離を保って座る。
- ・対面には座らない。
- ・会議室は極力ドアを開放して利用する。各会議室の利用人数については2mのフィジカルディスタンスを取れる人数を上限とする。
- ・自席以外で業務する場合、出来るだけ1日固定した席で業務を行い、除菌対応の負担が増えないよう心掛ける。使用したエリアは必ず除菌クリーニングをする。
- ・各自席回りについて密リスクが高いと思われる席はアクリルの衝立を設置する。
- ・オフィス内に衛生ステーションを設け、除菌用具等の必要なものを設置する。
- ・ランチは各自取ることとし、集まって食べない。
- ・共用部からオフィスへの出入り口について、できるだけ人との接触機会を減らすため原則一方通行とする。
- ・こまめに手洗いなど除菌を心掛ける。

### 社外での業務について：

フィジカルディスタンスを取り、3密に留意することを基本とし、安全・健康面に配慮しながら業務を進めることとする。  
遠方への出張に関しては、政府や地方自治体からの通達内容を踏まえて、都度対応を検討することとする。

当社は、今後も、新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら、必要な対応を実施してまいります。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上